

【入院・入所中や認定申請中の取扱い】

下記に該当する方が介護保険法に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修費が支給されない場合があります。

(1) 入院中又は施設入所中に改修する場合

住宅改修費の支給には、退院・施設退所して(在宅に戻って)改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。

退院しないこととなった場合は、申請の取下げになり、支給対象とはなりません。 給付対象額全額が自己負担になります。

(2) 認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、**要介護認定を受けている方**です。

認定申請中に住宅改修はできますが、工事完了届は認定結果が出てからになります。

認定結果が非該当(自立)の場合は、申請の取下げになり、支給対象とはなりません。 給付対象額全額が自己負担になります。

【介護保険の住宅改修における事前承諾書】

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被 保 険 者 名		被 保 険 者 No.																	
(1) (2) どちらかあてはまる項目に ○ をして必要項目を御記入ください。																			
(1)	入 院 ・ 入 所 中 の 場 合	退 院 ・ 退 所 予 定 日 (年 月 日)																	
	入 院 ・ 入 所 施 設 名																		
(2)	認 定 申 請 中	申 請 日 (年 月 日)																	

完了届提出時に 御記入ください	退院・退所日	年 月 日	
	要介護認定日	年 月 日	要介護度()

※コピーをお渡しますので、上記欄を記入の上、完了届提出時に添付してください。
もしくは、完了届の退院・退所日、要介護認定日欄に記入してください。